

【件名】

庁有車に係る日本放送協会の行う放送の受信についての契約が未契約だったことについて

【要旨】

日本放送協会（以下「NHK」という。）の行う放送の受信についての契約（以下「放送受信契約」という。）が未契約だったことについて、以下のとおり報告する。

1 経緯

他自治体において公用車のカーナビゲーションシステムに係る放送受信契約が未契約であったとの報道を受け、区においても同様の事例がないか調査したところ未契約であったことが判明した。

2 未契約台数

34台

3 今後の対応

NHK首都圏局と協議の上、契約内容を変更し、受信料を支払う。

4 再発防止策

法令遵守について改めて庁内で徹底する。また、カーナビゲーションに付属する放送受信機能の必要性を確認の上、不要な場合には取り外すとともに、今後の公用車の導入にあたっては放送受信機能の必要性を精査する。